２．地下水水質測定結果

（１）水質測定の概要

水質汚濁防止法第１５条の規定に基づき、地下水水質の状況を監視している。
平成２７年度は２２本の井戸で実施した。

① 調査種類

〇概況調査：地域の全体的な地下水質の状況を把握するための調査

〇継続監視調査：汚染が確認された地域について地下水の動向を継続的に監視するための調査

② 調査項目

カドミウム等２８項目（別表　地下水の水質汚濁に係る環境基準のとおり）のうち必要な項目

（２）測定結果の概要

① 概況調査

１６本の井戸を調査した結果、兵庫町大字渕の１本井戸から環境基準値を超えたふっ素が検出された。

環境基準値超過井戸については平成２８年度から継続監視調査を実施予定。

検出された井戸の周辺については、その後の調査において、２本の井戸が存在することが判明し、その内１本の井戸から環境基準値を超過したふっ素が検出された。

周辺調査の結果については佐賀市ホームページ内の「兵庫町の井戸水の水質調査結果（ふっ素）をお知らせします」に掲載している。

② 継続監視調査

６本の井戸を調査した結果、大財北町の１本の井戸から環境基準値を超えたふっ素が検出された。

別表　地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成９年３月１３日付け環境庁告示第１０号（最終改正　平成２６年１１月１７日付け環境省告示第１２７号）

区分	項目	環境基準	報告下限値	測定方法
1	カドミウム	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	規格K0102の55.2、55.3又は55.4（準備操作は規格55、付表8）に定める方法
2	全シアン	検出されないこと	0.1 mg/L	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
3	鉛	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0102の54に定める方法
4	六価クロム	0.05 mg/L以下	0.04 mg/L	規格K0102の65.2に定める方法
5	砒素	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
6	総水銀	0.0005 mg/L以下	0.0005 mg/L	告示付表1に掲げる方法
7	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表2に掲げる方法
8	ＰＣＢ	検出されないこと	0.0005 mg/L	告示付表3に掲げる方法
9	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
11	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	0.0002 mg/L	告示付表に掲げる方法
12	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004 mg/L以下	0.0004 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
13	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1 mg/L以下	0.002 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
14	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04 mg/L以下	0.008 mg/L	シス体にあたっては規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあたっては、規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
15	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1 mg/L以下	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
16	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
17	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L以下	0.0005 mg/L	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
19	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002 mg/L以下	0.0002 mgL	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
20	チウラム	0.006 mg/L以下	0.0006 mg/L	告示付表4に掲げる方法
21	シマジン	0.003 mg/L以下	0.0003 mg/L	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
22	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.02 mg/L以下	0.002　mg/L	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
23	ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
24	セレン	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	0.02 mg/L	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1,43.2.3,43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
26	ふっ素	0.8 mg/L以下	0.1 mg/L	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表６に掲げる方法
27	ほう素	1 mg/L以下	0.1 mg/L	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.005 mg/L	告示付表7に掲げる方法

備考

１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

２　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1,43.2.2 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K01020 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

４　１，２ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1,5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

規格：日本工業規格

告示：昭和４６年１２月環境庁告示第５９号

①概況調査結果（検出項目のみ）

項目名	調査井戸数	検出された井戸数	検出範囲（mg/L）	環境基準を超過した井戸数	環境基準値（mg/L）
塩化ビニルモノマー	１２	１	０．０００３	０	０．００２
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	１２	６	０．０２～０．６５	０	１０
ふっ素	９	５	０．１～１．７	１	０．８
ほう素	１２	５	０．１～０．５	０	１

その他、カドミウム等２４項目については、検出されなかった。

②継続監視調査結果

No	調査地区名	２７年度調査結果				環境基準超過項目に係る過去５年間の超過状況（環境基準を超過した年度）
		調査項目	調査井戸数	環境基準超過井戸数	環境基準超過項目	
１	久保泉町	ジクロロメタン等１１項目	２	０		１，２－ジクロロエチレン：２２年度～２３年度，２６年度
2	大財北町	ふっ素	１	１	ふっ素	ふっ素：２４年度～２６年度
3	大財	ふっ素	１	０		
4	富士町	砒素	２	１	砒素	砒素：２５年度